

法律（健康増進法）の改正により、 受動喫煙防止対策を講じることが 義務付けられます。（罰則が適用されることがあります。）



健康長寿のまち・京都



受動喫煙（人が他人の喫煙によりたばこの煙にさらされること）の防止の一層の推進を図るため、**令和元年7月1日**から、改正「健康増進法」（以下、「法律」といいます。）が施行されます。

法律で「第一種施設」と区分される施設を管理する立場にある人（管理権原者等）は、受動喫煙を防ぐために、法律に基づき、施設に関して適切に措置を講じていただく義務があります。

（概要は3ページ、4ページを御覧ください。）

子ども、病気の方等は受動喫煙による健康影響が大きいことを考慮し、こうした方々が主たる利用者となる施設や屋外について、受動喫煙対策を一層徹底することとされています。

「受動喫煙ゼロ」に向けて、皆様の御理解と御協力をよろしくお願いいたします。



京都市
CITY OF KYOTO

京都市保健所

